

## 魚津市ホームページ広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）第5条の規定に基づき、同要綱及び魚津市広告掲載基準（平成19年魚津市告示第18号）に定めがあるもののほか、魚津市がインターネット上に設置し公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告（以下「広告」という。）の取扱基準及び広告料を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置及び枠数は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 寸法 天地60ピクセル、左右150ピクセル

(2) ファイル形式 GIF、JPEG又はPNG

(3) ファイルの容量 10kb以内

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、最大12か月まで連続して掲載することができる。

2 広告の掲載期間中、通信機器障害その他市が責めを負うべき理由によりホームページを閉鎖し広告が閲覧できない状態となったときは、当該ホームページを閉鎖した時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する期間
1時間を超え24時間以内	1日
24時間を超え48時間以内	2日
48時間を超え72時間以内	3日
72時間を超え96時間以内	4日
96時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日

(広告料)

第5条 広告料は、一の広告の掲載につき月額5,000円とする。

2 広告料は、市長が定める日までに広告掲載期間に係る総額を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない

(広告の募集方法)

第6条 広告は、ホームページへの掲載その他の方法により公募するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、魚津市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により市長に申し込まなけ

ればならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査の上掲載の可否を決定し、魚津市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

（広告掲載の基準）

第8条 広告掲載の基準は、魚津市広告掲載基準に定めるところによる。

（広告掲載の優先順位）

第9条 広告の掲載は、次に掲げる順序により行うものとする。ただし、同一の順序に複数の者があるときは、第7条第1項の申込みの順序による。

- （1） 国又は地方公共団体
- （2） 公共的団体
- （3） 市内に事業所を有する事業者
- （4） 前各号に掲げる者以外のもの

2 前項の規定は、特定の掲載枠について同時に複数の広告掲載の申込みがあったときの取扱いに準用する。

（広告原稿の提出）

第10条 第7条第2項の規定による広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、所定の規格による広告原稿を作成し、市長が指定した期日までに市長に提出するものとする。

（広告主の責任）

第11条 掲載した広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告によるリンク先のホームページを中止し、閉鎖し又は申込み内容を変更する場合は事前に市長に届け出なければならない。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該広告主に係る広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告料を納付しなかった場合
- （2） 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- （3） 広告主又は広告内容が魚津市広告掲載基準に照らし不相当と認められる場合

（広告料の還付）

第13条 既に納付された広告料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（その他）

第14条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則（平成29年 3 月 27日 魚津市告示第34号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。  
（魚津市ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止）
- 2 魚津市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成17年魚津市告示第27号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。  
（経過措置）
- 3 旧要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき掲載されている広告及びその広告料の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

魚津市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

魚津市長 あて

申込者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

担当者氏名

次のとおり、魚津市ホームページに広告を掲載したいので、魚津市ホームページ広告取扱基準第7条の規定に基づき申込みます。

リンク先 アドレス	http://
広告の内容	<input type="checkbox"/> 別添データのとおり <input type="checkbox"/> 未作成の場合は、掲載内容又は広告デザイン案 <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 60px; margin: 10px auto;"></div>
掲載希望期間	年 月 日から 月

\* 注意

- 1 広告の規格は、縦60ピクセル、横150ピクセル、10キロバイト以内でGIF・JPG・PNG形式に限ります。
- 2 広告の掲載期間は1月単位で最長12か月までです。
- 3 月の途中で掲載を中止した場合でも広告料は返還しません。
- 4 リンク先ホームページを中止、閉鎖または申込み内容を変更する場合には、必ず事前に届け出てください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

魚津市長

魚津市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった魚津市ホームページ広告掲載については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分

掲載します。

掲載期間 年 月 日～ 年 月 日（ か月）

掲載しません。